

公共工事の前金払の特例の恒久化について

令和7年4月1日

大崎市総務部財政課

平成28年度より、公共工事の代価の前払金について、その使途の範囲を拡大する特例措置を実施しておりますが、令和7年度より、大崎市発注工事における当該措置を下記の通り恒久化することとします。

記

1 恒久化の適用対象

<変更前>

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの。

<変更後>

令和7年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金

2 使途拡大の内容

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）に係る支払いに充当することができます。

3 既に請負契約を締結した工事の取扱い

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、変更契約により当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することができます。

以上